

## 法定福利費の内訳明示と標準見積書の位置付け

国土交通省では「社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要である」とし、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示については以下のように定めています。

平成25年5月10日 国土建労第7号

『標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について』(抜粋)

### 1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示

社会保険未加入対策を進めていく中では法定福利費の確保が重要ですが、少なくとも現在の民間工事に係る受注においては、トン単価や平米単価による見積りが一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況となっています。

このため、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額単価による見積りだけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

一方、建設業者には、適正な見積りを行う努力義務があり(建設業法第20条)、法令により加入義務のある社会保険等のための法定福利費も、見積りに含まれるべき必要な経費である旨が建設業法令遵守ガイドライン※に明記されています。

※「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月)  
及び「建設業法令遵守ガイドライン(再改訂)一元請負人と下請負人の関係に係る留意点一」(平成24年7月)

しかし、下請労務により施工することが多い現状においては、自社が直接雇用していない技能労働者の分も含めて法定福利費を正確に算定することは極めて困難です。また、注文者側にとっても公正かつ客観的な法定福利費の額を把握することは難しい状況にあります。

このため、各専門工事業団体ごとに、見積りに法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成するとともに、その業界における取引実態も踏まえつつ、各社の実情に応じた法定福利費の額を簡便に算定することができるよう、一定の統計データに基づく算定のための作成手順書を策定し、これらを法定福利費の算定を行おうとする専門工事業業者の参考に供するよう、各専門工事業団体に要請することとしました。

これを受け、既に、第2回社会保険未加入対策推進協議会に各団体から標準見積書案等が登録されたところです。各専門工事業団体及び建設業者においては、この作成手順書を含む標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、必要な労務費と合わせて各社の状況に応じた適正な法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めることが強く期待されています。

なお、この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するものであり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であっても当該下請労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定して記載することが必要です。

一般社団法人 全日本瓦工事業連盟  
標準見積書

平成 年 月 日

御中

施工業者名

下記の通り御見積もり申し上げます。

工事名称 \_\_\_\_\_  
 工事場所 \_\_\_\_\_  
 使用瓦品名 \_\_\_\_\_  
 受渡し期限 平成 年 月 日 \_\_\_\_\_  
 見積有効期限 平成 年 月 日 \_\_\_\_\_  
 支払条件 \_\_\_\_\_

**御見積金額 ￥ (消費税込)**

項目	摘要	数量	単位	単価	金額(税抜)
屋根部位					
諸経費・安全費					
①小計					

上記小計の内に含まれる労務費(社会保険料を除く)	労務費 ￥
--------------------------	-------

社会保険料 事業主負担分	保険項目	加入比率	対象金額(労務費)	千分率	保険料	
	雇用保険					
	健康保険					
	厚生年金 (児童手当 拠出金含)					
	介護保険					金額
②社会保険料事業主負担合計						

合 計(①+②)	
③消 費 税(①+②の金額にかかる)	
総 合 計(①+②+③)	

一般社団法人 全日本瓦工事業連盟  
標準見積書【記入例】

平成 25年 9月 1日

株式会社〇〇工務店 御中

施工業者名 株式会社〇〇瓦工業

下記の通り御見積もり申し上げます。

工事名称 △△邸 工事  
工事場所 \_\_\_\_\_  
使用瓦品名 \_\_\_\_\_  
受渡し期限 平成 年 月 日  
見積有効期限 平成 年 月 日  
支払条件 \_\_\_\_\_

**御見積金額 ￥ I = G+H (消費税込)**

項目	摘要	数量	単位	単価	金額(税抜)
屋根部位	〇〇工事	a	m <sup>2</sup>	a'	A = a × a'
	△△工事	b	m	b'	B = b × b'
	××工事	c	m	c'	C = c × c'
諸経費・安全費		d	式	d'	D = d × d'
①小計					E = A+B+C+D

上記小計の内に含まれる労務費(社会保険料を除く)	労務費 ￥ F = Eに含まれる労務費
--------------------------	---------------------

社会保険料 事業主負担分	保険項目	加入比率	対象金額(労務費)	千分率	保険料	金額
	雇用保険	aa	F	aa'	A' = aa × F × aa'	
	健康保険	bb	F	bb'	B' = bb × F × bb'	
	厚生年金 (児童手当 拠出金含)	cc	F	cc'	C' = cc × F × cc'	
	介護保険	dd	F	dd'	D' = dd × F × dd'	
②社会保険料事業主負担合計						E' = A'+B'+C'+D'

合計(①+②)		G = E+E'
③消費税(①+②の金額にかかる)		H = G × 消費税率
総合計(①+②+③)		I = G+H

## 労務費及び法定福利費の算出方法例

①瓦工事業において見積額を提示するにあたり、法定福利費を見積書に明示する際にはその根拠となる労務費も併せて明示する必要がある。

労務費の算出方法の参考例を下記に示す。

摘要	労務単価	単位	数量	労務費
下地施工	a	(㎡)	a'	$A = a \times a'$
平瓦葺施工	b	(㎡)	b'	$B = b \times b'$
棟施工	c	(m)	c'	$C = c \times c'$
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
労務費合計	$\text{労務費} = A+B+C+\dots$			

なお、労務単価の求め方は各事業所の算出方式に従うこととする。ただし、労務単価または労務費の算出根拠の提示を元請企業に求められた場合に備え、各事業所においては算出根拠の合理的説明が行える根拠資料を用意することが望ましい。

②①によって算出された労務費に対して、各種社会保険料率をかける。

(例) 工事見積額100万円の内、労務費を30万円と見た場合における東京都の保険料率を掛けた際の法定福利費

	保険項目	加入比率	対象金額 (労務費)	千分率	保険料
社会保険料 事業主負担分	雇用保険	100%	300,000	10.5	3,150
	健康保険	100%	300,000	49.85	14,955
	厚生年金(※)	100%	300,000	87.1	26,130
	介護保険	100%	300,000	(※)4.05	1,215
社会保険料事業主負担額合計					45,450

(※)厚生年金の中には児童手当拠出金の事業主負担分0.15%が含まれている。

(※)介護保険適用料率は介護保険対象者割合を事業所と本人の折半分に乗じた率である。

※1 施工条件・地域によって材料費及び労務費の比率に変化が生じることを考慮する必要がある。

※2 手間請負(材料支給工事)の場合は、材料費がないので労務費の比率が上昇する。

③法定福利費を明示した見積書を発注者に提示する際、法定福利費は工事金額に含めず、別枠にした形での提示を行う。

以上